

# 訴 状

令和7年7月17日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 広 田 次 男

同 鈴 木 延 枝

同 磯 秀 一 良

同 大 木 裕 生

同 澤 田 智 幸

同 杉 原 悠 記 子

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

湯本地区開発業務委託料返還請求事件（住民訴訟）

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

## 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙相手方目録記載の相手方に対し、963万2300円の金員及びこれに対する本訴状到達の日の翌日から支払い済みまで年3分の割合による金員の支払いを請求せよ
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 当事者

原告は、いわき市の住民であり、いわき市常磐湯本町天王崎において菓子店を営む者である。

被告は、いわき市の市長である。

### 2 違法な財務会計上の行為

- (1) 令和5年9月21日、いわき市長及び相手方は、業務委託料934万2300円で「常磐地区交流拠点エリア形成支援業務委託」を委託業務とする業務委託契約を締結した（甲1。以下、「本件業務委託契約」という。）。
- (2) 令和6年3月29日、いわき市長は、本件業務委託契約の業務委託料934万2300円につき、支出命令を行った（甲2の1。以下「本件支出命令」という。）。
- (3) 令和6年4月25日、いわき市は、相手方に対し、本件業務委託契約の業務委託料934万2300円を支払った（以下、「本件支払行為」という。）。
- (4) 本訴訟の対象となる違法な財務会計上の行為は、上記(2)の本件支出命令である。

なお、本訴訟の対象となる本件支出命令にはその先行行為である上記(1)

の本件業務委託契約の締結行為の違法性が承継されるため、契約の締結自体が違法であることについても論ずる。

### 3 本件業務委託契約の内容

- (1) いわき市は、「湯本駅周辺の再編と交流空間の創出による市街地の再生」を目標とした常磐地区市街地再生整備基本計画を、令和4年10月に策定した。

同計画に基づく湯本駅周辺土地区画整理事業においては、JR湯本駅前の一定範囲を「交流拠点施設エリア」「共同利用エリア」「個別利用エリア」の3つのエリアに再編することとしている。

- (2) いわき市は、上記整理事業のために必要であるということで、本件業務委託契約を相手方である「株式会社ふらゆもり」との間で締結した。

本件業務委託は、主に「共同利用エリア」及び「交流拠点施設エリア」の開発に関するものであり、いわき市常磐湯本町地内を対象として、以下の業務を内容とするものであった（甲3）。

- (1)既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施
- (2)権利者意向の把握及び権利状況の整理
- (3)交流拠点施設の整備を見据えた基本方針、導入機能及びモデルプランの検討
- (4)事業スキーム及び資金計画の検討
- (5)スケジュールの検討

- (3) 業務委託料

業務委託料は、934万2300円である。同金額は、相手方が被告宛に作成し、提出した見積書（甲4。以下、「本件見積書」という。）記載の金額である。

本件業務委託契約は、随意契約によって行われた。一般入札方式ではな

く、随意契約が選択された理由としては、いわき市は、地方自治法施行令167条の2第1項2号の「不動産の買い入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」にあたるからとしている（甲5号証）。

4 監査請求前置の存在と監査結果が出された日付について

原告は、第2の2記載の被告による違法な財務会計上の行為を含めた事項について、令和7年4月21日付けで、地方自治法242条に基づく監査請求（以下「本件監査請求」という）を行い、その結果が令和7年6月18日付けで出され、同月20日頃に、原告はこの結果を受け取っている（甲6）。

5 本件業務委託契約の締結及び履行に係る財務会計上の行為の違法性が審査の対象とされるべきであること（本件監査報告の却下部分の判断の誤り）

(1) はじめに

本件監査請求では、いわき市が相手方と行った「契約の締結、履行に係る財務会計上の行為」にあたる事項については、住民監査請求のあった日である令和7年4月21日が契約期間の完了日である、令和6年3月29日から1年を超えているため、地方自治法第242条第2項に規定する住民監査請求の1年の期間制限を受けるため却下するとされている。

しかし、以下に述べるとおり、原告には、地方自治法242条第2項但書の「正当な理由」が存在するなど、本件監査請求に基づき行われた監査結果には明白な誤りがあるのであり、本件ではいわき市が相手方と行った、契約の締結、履行に係る財務会計上の行為は、本訴訟において審理の対象とされなければならない。

(2) 「正当な理由」の存在

ア 本件では、被告いわき市長が行った、「契約の締結、履行に係る財務会計上の行為」である、本件業務委託契約に対する支出命令（以下「本件支出命令」という）（地方自治法232条の4第1項）を実行したのは、令和6年3月29日であり、本件監査請求の受理日が令和7年4月21日であるところ、住民監査請求の期間制限である1年を過ぎている。

そこで、地方自治法242条第2項但書の「正当な理由」が存在するかどうかは本件で問題となる。

イ この点「正当な理由」については、財務会計上の行為の法的安定性と、地方公共団体の住民全体の利益を確保するために地方財務行政の適正化を図る権能を住民に与えた住民監査請求・住民訴訟制度の趣旨である法適合性の確保の要請との調和の観点から解釈されるべきものであるとされる。

このことからすれば、「正当な理由」の存否を判断する基準としては、当該地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査した場合に客観的にみて、監査請求をするに足りる程度に当該地方公共団体の財務会計上の行為の存在又は内容を知ることが出来たといえる時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかで判断すべきである（最判平成14年9月12日）。

ウ 本件につきこれをみるに、原告は、本件支出命令が出されていたことについて、令和7年4月8日付け「行政情報開示請求」を行い、その開示を令和7年4月18日に受けたことにより初めて知ったものである（甲2の2、甲2の3）。

ちなみに、原告は、元々法律や行政関係の手続き等に精通した者ではなく、湯本駅前で菓子店を営んでいる一般人にすぎない。

そのような原告が、行政に関する情報、さらにいえば、本件の湯本

駅前の再開発に関する問題点をいわき市に対して追及するだけの資料を的確に集めることはおよそ困難であったと言わざるを得ず、原告において本件監査請求をするにあたり、本件支出命令の存在を認識し得たのもまた、いわき市より情報の開示を受けた令和7年4月18日時点であったとするのが相当である。

そして、原告は、本件支出命令が出されていたことを知った日からわずか3日後の令和7年4月21日に本件監査請求を申し立てているのであって、「相当な期間内」に本件監査請求を申し立てたと当然認められる。

以上より、本件では原告による本件監査請求のうち監査委員会が請求を却下した部分である「契約の締結、履行に係る財務会計上の行為」については地方自治法242条第2項但書の「正当な理由」が認められる。

すなわち、本件監査請求において、原告が本件支出命令について監査請求をしているところ、本件支出命令への監査を期間制限にかかるとして対象としなかった、監査委員会の判断には明確な誤りがある。

したがって、本件住民訴訟においては、本件支出命令に関する判断が示されなければならない。

6 本件支出命令に関する審査の中で、本件業務委託契約に関する違法性を問題としなければならないこと（違法性の承継）

(1) 前述のとおり本件支出命令が審査の対象となることが明らかとなった。

ただし、本件支出命令行為と、その先行行為である本件業務委託契約締結行為という支出負担行為（以下「本件支出負担行為」という）（地方自治法232条の3）は別の財務会計上の行為である。

そこで、本件支出命令行為の違法性判断にあたって、先行行為である本

件支出負担行為の違法性を問題とすることが出来るか、いわゆる「違法性の承継」の有無が次に問題となる。

- (2) この点、住民訴訟制度が設けられた趣旨は、違法な地方財務行政の予防又は是正にあり、その趣旨から考えれば、支出命令行為の審査にあたり、先行行為である支出負担行為の違法性を問題とすることが可能であるとす  
るのが制度の趣旨にかなうものである。
- (3) また、一般的に地方自治法の分野における「違法性の承継」の議論は、先行行為が財務会計上の行為でないため住民訴訟の対象とすることが出来ない場合や、先行行為が財務会計上の行為であっても監査請求期間の徒過などの事情により直接追及することが出来なくなっている場合に、後続行為に関する住民訴訟を提起して、先行行為の違法を理由に後続行為の違法性等を追及することが許される点に実益があるとされている。

そのことからすれば、一定の場合に「違法性の承継」が認められるべきであると解される。

- (4) その上で、先行行為が契約の締結という財務会計上の行為である場合に、「違法性の承継」が認められるのは以下の場合であると解すべきである。すなわち、

ア 先行行為である契約を締結した地方公共団体の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、先行の契約を無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる等により、上記先行の契約が私法上無効であるとき。

イ 無効とまではいえないものの違法に締結されたものであって、①当該地方公共団体がその取消権又は解除権を有している場合や、②当該先行の契約が著しく合理性を欠き、そのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在し、かつ客観的に見て当該

地方公共団体が当該先行の契約を解消することができる特殊な事情がある場合にも関わらず、地方公共団体の契約締結権者がこれらの事情を考慮することなく漫然と上記後行の財務会計上の行為をした場合

ウ 以上、ア又はイの場合には、先行行為である契約の締結の違法が、後行行為である支出命令行為の違法となるものと解すべきである（最判平成20年1月18日）。

## 7 違法事由の整理

ここでは、まず本件における違法事由の概要を述べ、第2の8以下で詳細な違法事由を述べる。

(1) 本件業務委託契約が私法上無効であること（上記6（4）アの場合に該当する。詳細は8にて後述する。）

ア 本件業務委託契約は、随意契約の相手方を恣意的に選択したものである。

イ 本件業務委託契約の業務委託料は、相手方提出の見積書記載の金額であるところ、見積書の内容は業務内容に即したものとはいいがたく、およそ適正な金額とはいえない。また、本来経るべきいわき市契約適正化委員会に関する手続きを経ていない。

ウ 上記ア及びイの事実があるにもかかわらず、本件業務委託契約を締結した被告の判断には裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用があり、本件業務委託契約を無効としなければ地方自治法2条14項、地方財政法4条1項ないし随意契約を規制する地方自治法第234条及び同法施行令167条の2の趣旨を没却する特段の事情が認められる。したがって、本件業務委託契約は私法上無効である。

(2) 解除権が発生しうる状況にあったにもかかわらず漫然と支出命令を行ったこと（上記6（4）イの場合に該当する。詳細は9にて後述する。）

仮に、本件業務委託契約が私法上無効といえない場合であっても、既存店を対象とした勉強会の開催に関する相手方の業務遂行は不十分であり、被告は、相手方に対し履行の催告を行い、相当期間内に履行がされなければ解除権を有する状況にあった。それにもかかわらず、被告は相手方に対し、催告を行うことなく漫然と支出命令を行った。

被告の責めに帰すべき事由により解除権の発生要件を失われたのであるから、上記4（4）イ①当該地方公共団体がその取消権又は解除権を有している場合と同様に解すべきである。

## 8 本件業務委託契約が私法上無効であること

### (1) 本件業務委託契約の契約相手として、相手方を選定した点に裁量権の著しい濫用があること

ア 本件業務委託契約は、随意契約によって行われたものである。地方自治法234条は地方公共団体の行う契約については、一般競争入札を原則とし、その他の契約方式を例外に位置付けている。すなわち、地方自治法では、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることが出来る」（地方自治法234条2項）とし、一般競争入札が原則であることが分かる。また、会計法では、契約を締結する際には、特定の場合を除いて、「公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない」（会計法29条の3第1項）と規定され、一般競争入札が原則であることが確認されている。

そして、本件業務委託契約を随意契約できるかどうかを検討する上で、問題となり得るのは、地方自治法施行令167条の2第1項第2号であるところ、本号は、例外的に随意契約によることができる場合を「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品

の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と定めている。 とすると本件業務委託契約が、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」にあたるかが問題となる。

そもそも、随意契約が例外とされる趣旨は、関係事業者間における「機会均等、公平性」の確保、私的自治に委ねる場合には財政運営の公正さが害される危険が大きく、また、代金が「適正な対価」から外れる危険が大きいためその危険を可及的に防止するためのほか、手続きの「透明性」の確保にある（最判昭和62年3月20日多数意見及び泉徳治反対意見）。

そうであるとすれば、地方自治法施行令167条の2第1項各号に該当する場合だからといって、どんな相手でも、どのような金額で契約を締結してもよいわけではないのは当然である。

イ この点につき、福岡地判平成3年2月21日（甲7）は、「令一六七条の二第一項二号にいう『その性質または目的が競争入札に適しないもの』（不適要件）に該当するか否かは、契約の構成及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法・令の趣旨を勘案して、個々の具体的契約ごとに、契約担当者がその合理的裁量により判断すべきものである（前掲最高裁判決参照）から、随意契約の方法により特定の業者を契約の相手方としたことについて公正を妨げる何らかの事情がある場合には、契約担当者に裁量権の濫用があって、その契約の締結が違法と評価されることにもなる」と判示する。（なお、判示中の「前掲最高裁判決」とは最判昭和62年3月20日を指している。） なお、前述した、趣旨から随意契約が例外であることの要請は、「契約がその性質又は目

的から〔相手方の決定につき、価格の基準に〕より難しい〕場合に「価格その他の条件」により落札者を定める総合評価一般競争入札が地方公共団体についても平成11年に法制化された（地方自治法施行令167条の10の2）ことから、同入札を選択することにより、随意契約と同様の結果を得られやすい制度が整備されたことからして、入札を原則とする趣旨の貫徹の要請は、より厳格になっているものと解するのが相当である。加えて、例えば、会津若松市が公表している、「随意契約ガイドライン」などでは、地方自治法施行令167条の2第1項2号を適用する場合の契約の相手方については、「唯一性が求められ」としているなどの例をみても、地方公共団体における契約関係においては原則と例外の厳格化が求められている証左であるといえる（甲8の6頁）。したがって、同判決にいう「合理的裁量」の範囲は、総合評価一般競争入札の制度化に伴い、狭くなるものと解すべきで、合理的裁量の範囲内というためには、契約の相手方の唯一性を含め、一定の客観的かつ具体的な根拠に基づく必要があるものとするべきである。

ウ　　いわき市によれば、本件業務委託契約を随意契約とする理由として、「本市と『地区まちづくり計画の策定に関するパートナーシップ協定』を締結している、じょうばん街工房21は、整備予定の交流拠点施設と連携した共同再建のあり方などについて、権利者や既存商業者に寄り添いながら対話を進めるため、まちづくり会社『株ふらゆもり』を立ち上げ、自分たちのまちを自分たちで守り育てていくこととし、地域から信頼を得て活動している状況にある。

本業務は「交流拠点施設エリア」の整備計画も踏まえ、「共同利用エリア」に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々と対話を行いながら『共同利用エリア』の配置場所や土地利用計画、共同店舗

のモデルプラン等を立案するものであり、特に『共同利用エリア』の配置場所の合意形成は、土地区画整理事業の進捗に著しく影響を及ぼすこととなるため、円滑な合意形成は必須であり、権利者との信頼関係を構築しており、かつ現場の状況に精通している地元のまちづくり会社である『(株)ふらゆもり』と随意契約するものである（根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）」とのことである。

エ        しながら、相手方は本件業務委託契約締結のわずか1ヶ月ほど前である令和5年8月に設立された法人である（甲9）。当然、本件業務委託契約の締結がされる以前に、相手方がまちづくり事業を担った実績はない。

オ        さらに、本件業務委託契約締結後わずか1カ月足らずの令和5年10月20日には、相手方は、本件業務委託にかかる業務を所在が福島県内ですらない川崎市に存在する株式会社マイロックチョコレートに対し再委託している（甲10、甲11）。しかも、再委託の契約金額は、本件業務委託契約の業務委託料の約3分の2を占める602万2500円である。

再委託契約の内容を報告する「履行体制に関する書面（甲12）」には、再委託先が担当する業務範囲もしくは内容として、「地権者勉強会のファシリテーター及び基本設計・パース作成」が挙げられているが、再委託の契約金額からすれば、そのような補助的な業務にとどまらず、本件業務委託契約の実質的な業務を行っていたのは再委託先であるマイロックチョコレートであることが明白である。

実際、相手方の取締役である小泉智勇氏は、『日々の新聞』の取材に対して、「そもそもはいわき市から『受け皿になる株式会社をつくってほしい。その方がスムーズに行くから』と言われたのがきっかけ

でした。』『『ふらゆもり』自体、きちんと体制が整っていないわけですから、結局はプロである『トコナツ歩兵団』（原告代理人注：株式会社マイロックチョコレーツを母体とするクリエイター集団）に頼むしかない、というわけなんです」と語っている（甲13）。この供述と、再委託契約締結までの期間の短さを総合すれば、契約当初から相手方が、本件業務委託契約を遂行する能力を全くもって欠いていたことは明白である。

また、本件業務委託契約は、そもそも契約締結ありきでいわき市が相手方の設立を求め、業務を遂行する体制の整っていない相手方を契約相手として選定したものである。そして、本件業務委託契約締結から1カ月も経たないうちに602万円もの金額で再委託契約がなされていることからすれば、（相手方である株式会社ふらゆもりには業務を遂行する体制が整っていないのであるから当然であるが）再委託を行うことを前提として本件業務委託契約が締結されたものと考えられる。

すなわち、被告は、業務遂行能力のない相手方を、何らの根拠もなく恣意的に契約相手として選定したに他ならないのであるから、契約の相手方としての唯一性がないことはおろか、関係事業者間における「機会均等、公平性」を著しく害し、財政運営の公正さも著しく害しているといえる。また、なぜそのような業務遂行能力のない事業者を選定したのか全く不明であり、手続きの「透明性」の確保の要請も著しく害している。このように、本件業務委託契約を原則である一般競争入札ではなく、例外に許されるとされる随意契約で行うことは、一般競争入札を原則とした地方自治法・会計法の趣旨を没却するものであり、許される余地がない。

したがって、契約担当者に裁量権の著しい濫用があることは明らか

である。

- (2) 見積書の内容におよそ合理性がなく、また契約適正化のための必要な手続きを潜脱しており予算執行の適正確保の見地から裁量権の濫用が著しいこと

ア 相手方は、いわき市長に対し、令和5年9月8日付け見積書を作成し提出している(甲4)。本件業務委託契約が随意契約であり一般競争入札のように価格競争にさらされないことからすれば、少なくとも、見積書の記載内容から、当該見積価格が合理的な金額であることが判断できるものでなければならないと解すべきである。

イ 本件見積書によれば、本件業務委託契約の業務委託費は、土木工事の際に使用する見積書の様式によって作成されている(甲14)。また、業務委託料の大半を占める直接人件費は、設計業務委託等技術者単価(国土交通省作成)の基準日額に則って策定されていることがうかがわれる(甲15)。

しかしながら、本件業務委託契約において、業務担当者の一日当たりの人件費がなぜ設計業務の技術者単価と同じ基準を用いているのか、その中でも人件費の積算の項目として「利害関係との勉強会」や「意向の把握や権利状況の整理」などがあるが、項目に書かれた業務内容はいずれもそのような設計技師や技術員を要するような仕事ではないことが明白である。それにもかかわらず、なぜ設計業務委託等技術者単価に従って、主任技師・技師A・技師B・技術員の欄が用いられているうえ、単価もそのまま引用されているのか明らかでない。ここからすると、特に、単価の適正・適切性に関しては、いわき市と相手方との間で何らの検討もされていないことは明白である。また、稼働日数についても、どのような計画に基づいて定められたのか、補足となるような説明資料はなく、一切が不透明である。

ウ 加えて、本件業務委託契約が、いわき市契約適正化委員会の検討対象となっていないことも問題である。

(ア) いわき市契約適正化委員会は、いわき市において、「市長（略）が行う入札及び契約に関し適正な事務の向上に資する」（いわき市契約適正化委員会設置要綱（甲16。以下「設置要綱」という。）第1条）ことを目的として設置された組織である。同委員会は、設置要綱第6条記載の資料を用いて定例会議を開催するものとされているところ、当該資料の一つに契約一覧表が定められている。

設置要綱第7条によれば、契約一覧表に載せる対象として、価格が130万円以上の建設工事等に関する随意契約が規定されている。

ここで、「建設工事等」とは、「建設工事（設計・施工一括発注方式を含む。）若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託又は工事用原材料の購入」をいう（設置要綱第6条2項）。

(イ) 本件業務委託契約は、湯本駅周辺土地区画整理事業の一環として同事業の方針や事業スキームを策定するものであるから、「設計の委託」に類するものであり、契約一覧表に載せられなければならないものであった。

すなわち、同委員会の設置目的は前述の通り「市長（略）が行う入札及び契約に関し適正な事務の向上に資する」ことにあると規定されており、ここでは契約の対象に制限はないことや、いわき市には他に契約の適正について検討する組織がないことからすれば、契約一覧表に載せなければならない契約は広く捉えられるべきであり、設置要綱第6条2項は「建設工事等」に厳密に該当するもの以外を排除する規定ではないからである。

實際上、過去の委員会資料においては、契約一覧表に「勿来錦第

一土地区画整理事業 仮換地設定業務委託」(業務委託料297万円)が載せられていた前例も存在するのであるから(甲17)、同じく土地区画整理事業の一環として土地利用計画や権利者のフロア配置等を検討する内容での業務で、業務委託料が900万円をも超える本件業務委託契約は、当然契約一覧表に載せられなければならないものであった。

(ウ) しかしながら、本件業務委託契約については、第8回委員会(令和6年2月6日開催)の資料1として配布された契約一覧表には記載がなかった(甲18)。

その結果として、本件業務委託契約は、いわき市契約適正化委員会の検討対象となることなく、その他の契約適正を図るための機関で検討されることもなかったのである。

(エ) そうであるとすれば、本来随意契約を行うにあたり必要な手続きを経ていないことは明らかであって、予算執行の適正を欠く事情が存在する。

エ したがって、本件見積書はその記載内容から、当該見積価格が合理的な金額であることが判断できるものではない。さらに、当該見積価格と同額を支払うにあたって、その適正確保の観点から、いわき市において必要な手続きを踏んでいないことは明白である。

地方自治法及び同法施行令が随意契約を例外とする趣旨が「適正な対価」から外れる危険が大きいからであることからすれば、随意契約の金額の適正さに関しては、被告は特に慎重に検討しなければならない。さらに手続きの透明性の要請からすれば、なぜ実績のない相手方を選定したのか、相手方が提示する単価についてどのように検討がされたのかが全く明らかではなく重大な問題を孕んでいる。それにもかかわらず、不透明な手続きの中で、かつ合理性の見いだせない本件見

積書によって業務委託料を決定したこと、必要な手続きを踏んでいないことは、予算執行の適正確保の見地から被告の看過し得ない著しい裁量権の逸脱が存在する。

(3) 小括

上記の通り、本件業務委託契約の相手方の選定及び業務委託料の決定に関しては契約当事者である被告の著しい裁量権の逸脱が認められ、本件業務委託契約を無効としなければ、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項ないし随意契約を規制する地方自治法第234条及び同法施行令167条の2の趣旨を没却する結果となる。

したがって、本件においては先行行為である本件業務委託契約の締結の違法が後行行為である支出命令行為の違法となる場合にあたり、また、先行行為が私法上無効と評価されるから、本件業務委託契約の業務委託料全額について、被告は相手方に不当利得返還請求ないし損害賠償請求が可能となる。

9 解除権が発生しうる状況にあったにもかかわらず漫然と支出命令を行ったこと

(1) 相手方における勉強会の開催及び権利者意向の把握が不十分であり、業務内容に債務不履行が存在すること

ア 本件業務委託契約の業務内容として、「(1)既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施」が定められていたところ(甲3)、この業務に関して、相手方は既存店を対象とした勉強会は一度のみ開催したとのことであった。

イ 本件業務委託契約の期間が終了した後である令和6年8月、原告は、独自に本件業務委託の対象となるエリアの既存店合計20店舗(当該地での店舗経営実態の無い権利者や相手方役員である薄羽裕一氏が理事長を務める「いわき湯本温泉旅館協同組合」、公衆浴場であ

る「みゆきの湯」は除く。新規事業者の可能性を考えた対象地外周辺事業者4件を含む。)に対してアンケートを実施した(甲18)。

同アンケート結果を見ると、相手方が受託した業務に該当する区域内の「既存店」のうち、回答のあった18店舗中15店舗が、相手方がいわき市に実施したと報告している業務を知らされたことがないとの回答であり、回答した全ての「既存店」が相手方の開催した勉強会等に参加していないことが明らかとなった。

さらに、このうち13店舗は相手方の法人名すら認知していなかった。

ウ 令和7年4月18日、原告は、いわき市庁舎6階都市計画課で実施された行政情報開示の際、いわき市都市計画課の高木篤史氏、福田燎平氏の両氏に対し、特記仕様書「4 業務内容」(2)記載の「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査結果」「新規面談」の主体が誰かを尋ねたところ、主体はいわき市であるとの回答を得た。さらにこのとき、当該職員らは、相手方に委託した業務において、特記仕様書に示された「これまでの土地区画整理事業における権利者意向調査の結果」に関わらず、全ての既存店を含む事業者等を対象としていることを回答した(湯本駅周辺土地区画整理事業が地元の再生を目的とした公共事業であることに鑑みれば、いわき市の担当職員がこのような回答をしたのも当然と思われる。)

エ 上記アないしウによれば、本件業務委託の内容として、いわき市は、全ての既存店を含む事業者等を対象としていると認識していたにもかかわらず、相手方は、既存店のごく一部のみを対象として勉強会及び意向調査を行っていたといえる。

すなわち、相手方における勉強会の開催及び権利者意向の把握に関する業務は不十分であり、業務内容に債務不履行が存在するといえ

る。

- (2) 既存店を対象とした勉強会及び意向調査は本件業務委託において極めて重要な業務であること

本件業務委託契約は、湯本駅前の市街地再生を目的とする湯本駅周辺土地地区画整理事業の一環として行われたものであり、また、前述の随意契約の理由（甲5）においても、「本業務は『交流拠点施設エリア』の整備計画も踏まえ、『共同利用エリア』に関わる既存店及び新規出店の事業者や地域の方々と対話を行いながら『共同利用エリア』の配置場所や土地利用計画、共同店舗のモデルプラン等を立案するものであり、特に『共同利用エリア』の配置場所の合意形成は、土地地区画整理事業の進捗に著しく影響を及ぼすこととなるため、円滑な合意形成は必須」とされていることからすれば、業務対象地の既存店を対象とした勉強会の開催及び意向調査の実施は、本件業務委託において極めて重要な業務であることは明らかである。

したがって、相手方の債務不履行は重大であった。

- (3) 被告は、相手方に対し催告をすべきであったこと

被告は、相手方から報告書の提出を受けているのであるから、相手方がごく一部の既存店のみを対象として勉強会及び意向調査を行ったことを知っていた。

そうであるとすれば、相手方に対し、前記（2）の債務不履行を問題として、相当期間内に追加の勉強会や意向調査の実施を行うよう催告すべきであった（民法上の要請のほか、本件業務委託契約書第6条1項）。そして仮に、相手方が催告に応じない場合には、解除権が発生するのであるから、被告は、債務不履行（民法541条）に基づいて本件業務委託契約を解除すべきであった。

それにもかかわらず、被告は、相手方に対する催告を行わずに、業務委託料の全額について本件支出命令を行った。

すなわち、被告は自身の責めに帰すべき事由により解除権の発生要件を失わせたのであるから、上記4（4）イ①当該地方公共団体がその取消権又は解除権を有している場合と同様に、先行行為である本件業務委託契約の締結の違法が、後行行為である支出命令行為の違法となり、本件業務委託契約の業務委託料全額について、被告は相手方に損害賠償請求が可能となる。

#### 10 まとめ

よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の判決を求める。

#### 11 求釈明

- (1) いわき市財務規則第128条の3は、「契約権者は、施行令第167条の2の規定により随意契約により契約を締結しようとするときは、第117条の規定に準じ予定価格を定めなければならない。」と定めている。

本件業務委託契約に関して予定価格を定めた事実及びその予定価格の金額が明らかとなる資料を提出されたい。

- (2) いわき市財務規則129条は、随意契約に付そうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定める。

本件業務委託に関して、相手方以外の者に対して見積書を徴した事実があれば、同見積書を開示されたい。相手方以外の者から見積書を徴していない場合には、その理由及び同理由を明らかにする資料を提出されたい。

- (3) 相手方が本件業務委託契約の成果物としていわき市に提出した報告書を開示されたい。とりわけ、特記仕様書記載の「(1)既存店及び新規出店の事業者等との勉強会の実施」に関して行われた勉強会の①実施回数②それぞれの実施日③参加者全員の名前を回答されたい。

- (4) 本件業務委託契約によって履行された業務内容のうち、(1)相手方である

株式会社ふらゆもりが実際に担当した業務と、(2)株式会社マイロックチョコレートが実際に担当した業務をそれぞれ開示されたい。

## 証拠方法

証拠説明書記載のとおり

## 添付書類

|         |     |
|---------|-----|
| 1 訴状副本  | 1通  |
| 2 訴訟委任状 | 1通  |
| 3 証拠説明書 | 2通  |
| 4 甲号証写し | 各2通 |